



《今月の笑顔》 **KH** 株式会社裕登商事 チャン・ティ・フェンさん グエン・ティ・キム・チャンさん

クックヒロ

- 🍷 タックスコーナー 「消費税軽減税率概要」
- 🍷 役員改選 「あなたの街の役員さん」ご紹介
- 🍷 経営コラム 「リーダーに求められる傾聴のスキル」
- 🍷 税務問答 「所得拡大促進税制はどのように改正されたの？」
- 🍷 2019年7月 「八王子税務署異動速報」



公益社団法人
八王子法人会

ふるさと散歩
多摩の植物

ミヤマウズラ

各地の山中のやや暗い林の中に生える多年生のラン科植物。茎はひも状多肉質で地表に平たく伏し、下部の各節から綿毛が密に生えた根を出す。

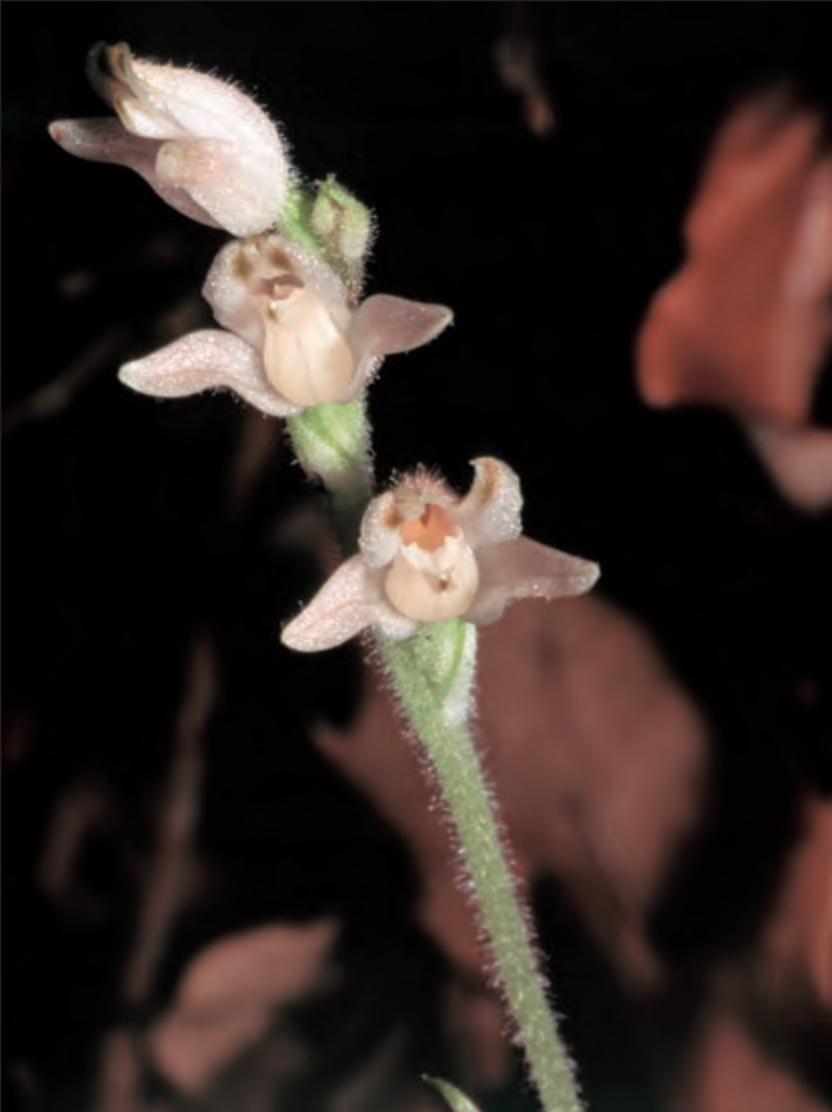
葉は常緑で、茎先に数枚ついてロゼット状になり、長さ2〜5センチあり、卵状楕円形で、さや状の葉柄に連続し、表面が暗緑色で白班をつけるものも多く、光沢はない。盛夏のころ、葉心から高さ20センチほどの穂

状花序を立て、それぞれ一方を向いて淡紅色または白色の花をつける。

たいていは葉に白班をつける。これがこの植物の風情をつくっている。いかにも高山植物的な雰囲気をかもしだしている。ただし、本種はあまり海拔の高くない丘陵地にも産する。和名は葉の斑紋をうずら班にたとえたものともいわれている。



写真・資料提供 菱山忠三郎氏



1 軽減税率制度の概要

- 令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品＝人の飲用又は食用に供されるもの（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。



新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

- 日々の業務で対応が必要となること

仕入れ（経費）

- 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）があるか確認する。
- 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）がある場合、区分記載請求書等保存方式（次頁参照）の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なることに合計した税込金額」の記載がなければ、その取引の事実に基づき追記することも可能。
- 請求書等に基づき、仕入れ（経費）を税率の異なることに分けて帳簿等に記帳する。



軽減税率対象品目の売上げがなくとも、会員費や交際費として飲食料品を購入する場合は対応が必要です。

売上げ

- 軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問合せに答えられる準備をする。
- 軽減税率対象品目の売上げがある場合、区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なることに合計した税込金額」を記載して交付する。
- 請求書等（控）に基づき、売上げを税率の異なることに分けて帳簿等に記帳する。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

申告

- 税率の異なることに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算する。
- 税率の異なることに区分することが困難な場合、税額計算の特例により計算する。

- 軽減税率制度が実施される令和元年10月1日を含む課税期間（例：平成31年1月1日～令和元年12月31日）の税率区分

区分	適用時期 令和元年9月30日まで (以下「旧税率」という)	令和元年10月1日から	
		軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合計	8.0%	8.0%	10.0%

- 帳簿及び請求書等の記載と保存（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や記帳などの経理（区分経理）を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

《請求書等保存方式と区分記載請求書等保存方式の比較》

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称
令和元年10月1日から 令和5年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	(上記に加え) ⑤ 軽減税率対象品目である旨	(上記に加え) ⑥ 軽減税率対象品目である旨 ⑦ 税率の異なることに合計した税込金額

- (注) 1 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、現行どおり、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。
- 2 仕入先から交付された請求書等に、「⑥軽減税率対象品目である旨」や「⑦税率の異なることに合計した税込金額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

消費税の軽減税率制度への対応には準備が必要です!



2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同様に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度への対応には、事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について

- 帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。
- レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要になることがあります。

軽減税率制度に関する情報

国税庁ホームページ内 [消費税の軽減税率制度](#) をクリック

軽減税率制度の理解を深め、準備を進めてください。ぜひご参加ください。

開催日時、場所については [軽減税率説明会](#) を検索

国税庁 10570-030-456 (受付時間) 9:00~17:00 (土日祝日を除く)

国税庁 10570-081-222 (受付時間) 9:00~17:00 (土日祝日を除く)

<http://kzt-cho.jp/>

あなたの街の役員さん・ご紹介

2019-2020年度 地区会長・支部長・理事・部会長

西部地区

地区会長〔常任理事〕
滝島克明
マルマガス東京(株)
地区：236社

第1支部長〔理事〕
甲斐康次郎
㈱大輝ハウジング
89社/ 犬目 橋原 清川

第2支部長〔理事〕
堺 尚久
滝山商事(株)
77社/ 上川 川口

第3支部長
石森往裕
㈱ヒュベリオン
70社/ 泉 上巻分方 諏訪 四谷

元八地区

地区会長〔常任理事〕
細川正實
㈱細川設備工業所
地区：252社

第1支部長〔理事〕
石井省治
㈱石井製作所
122社/ 叶谷 大楽寺 横川

第2支部長〔理事〕
森屋義政
森屋建設(株)
130社/ 川 式分方 元八王子

恩方地区

地区会長〔常任理事〕
川村元昭
㈱高尾工芸
地区：146社

第1支部長
島田勝弘
日本ヒート加工(株)
71社/ 西寺方 美山

第2支部長〔理事〕
吉野孝典
吉野化成(株)
75社/ 小津 上恩方 下恩方

多賀地区

地区会長〔常任理事〕
齊藤万理子
びおら(株)
地区：103社

第1支部長〔理事〕
梶原民男
八王子工材(株)
54社/ 小門 八幡

第2支部長
林 利彦
㈱コスモ精密
49社/ 追分 日吉 八木

本部地区

地区会長〔常任理事〕
新井 登
㈱新井屋商事
地区：147社

第1支部長〔理事〕
古賀水雄
㈱古賀建築事務所
64社/ 元本郷

第2支部長
八木隆一郎
㈱ 八木
83社/ 平岡 本郷 大横 本

東地区

地区会長〔常任理事〕
藤井信男
㈱藤井商店
地区：205社

第1支部長〔理事〕
山本法史
社会保険労務士法人 山本労務
86社/ 新田 元横山

第2支部長〔理事〕
太田敏夫
(一財)仁和会
119社/ 明神

中央地区

地区会長〔常任理事〕
新井貴仁
㈱新永商事
地区：276社

第1支部長
宮腰 満
㈱千島商会
109社/ 旭 東中 三崎

第2支部長〔理事〕
小俣能範
うさぎや(株)
77社/ 横山

第3支部長〔理事〕
井上公雄
㈱八王子美顔教室
90社/ 寺天神 南 南新 八日

高尾地区

地区会長〔常任理事〕
太田正利
㈱大志茂
地区：232社

第1支部長〔理事〕
金林鐘一
㈱金林商店
61社
南浅川 裏高尾 高尾 西浅川 初沢

第2支部長〔理事〕
青木耕三
㈱花新
97社/ 狭間 東浅川 めじろ台 山田

第3支部長
浅野 武
アイテレコム(株)
74社/ 櫛田 寺田 大船 館

加住地区

地区会長〔常任理事〕
萩原良夫
㈱カーライフハギワラ
地区：127社

第1支部長
天野登正
㈱天野植木
65社/ 丹木 谷野 戸吹 宮下 加住 高月

第2支部長〔理事〕
角澤重男
㈱角澤商店
62社/ 左入 瀧山 梅坪 みつい台 尾崎

西八地区

地区会長〔常任理事〕
原田純子
㈱メルヘン
地区：167社

第1支部長〔理事〕
栗田 彰
㈱クワタハウジング
40社/ 並木 長房 廿里 城山手

第2支部長〔理事〕
小林一仁
㈱小林自工
66社/ 千人

第3支部長
伊藤裕司
㈱ルアク商事
61社/ 散田

地区会長〔常任理事〕
河西成幸
河西工芸(株)
地区：290社

第1支部長〔理事〕
黒澤真一
黒富織物(株)
70社/ 中野上

北地区

第2支部長〔理事〕
高橋 誠
東新プラスチック(株)
90社/ 中野 晩 中野山王

第3支部長
内野徳昭
㈱内野製作所
130社/ 大和田

〔理事〕
相澤 均
オールライフ(株)

南地区

地区会長〔常任理事〕
田後重喜
㈱総合企画恵比寿
地区：188社

第1支部長〔理事〕
松本隆司
㈱ORTHROS DESIGN
107社/ 上野台 緑 万

第2支部長〔理事〕
林 和男
太陽商事(株)
89社/ 子安

北八王子地区

地区会長〔常任理事〕
五十嵐 務
㈱周越テクノカ
地区：192社

第1支部長〔理事〕
芦田春子
㈱テクノメイト
59社/ 宇津木 久保山 小宮 平 丸山

第2支部長〔理事〕
諸星隆之
㈱H&C
133社/ 石川 大谷 高倉 富士見

地区会長〔常任理事〕
小山 晶
㈱小山自動車
地区：273社

第1支部長〔理事〕
山下勝己
ヤマシタ電気(株)
69社/ 北野

由井地区

第2支部長
金田壽男
㈱金田企画
85社/ 打越 北野台 絹ヶ丘 長沼

第3支部長
臼井 勝
㈱大勝運輸
119社/ 宇津貫 片倉 小比企
みなみ野 西片倉 七国 兵衛

〔理事〕
古里恵二
㈱ザトベック

由木地区

地区会長〔常任理事〕
萩生田 豊
㈱エクステリアハギウダ
地区：290社

第1支部長
八島國男
㈱イーデン
85社/
上柚木 下柚木 中山 南陽台 鎌水

第2支部長
野口 修
㈱精美堂
71社/ 越野 松木 南大沢

第3支部長
鈴木一章
スズキホーム(株)
63社/ 東中野 別所 堀之内

第4支部長〔理事〕
清水 豊
㈱豊栄タイヤ商会
71社/ 大塚 鹿島 松が谷

部会

〔理事〕
戸村 収
㈱三洋プリント

青年部会長〔理事〕
黒須光隆
黒須建設(株)
343社

女性部会長〔理事〕
芦田春子
㈱テクノメイト
206社

源泉部会長〔理事〕
水上浩司
㈱ミナカミ
102社

■任期はいずれも2年間。
地区支部・部会主催の各種
事業へのリクエストやご意
見ご希望など、お寄せくだ
さい。



法人会活動の原動力のひとつともいえる地区支部そして部会の組織。
その中心となってお活躍いただく地区会長、支部長、部会長、及び
本部理事をご紹介します。(氏名敬称略・会員数は2018年度末)

リーダーに求められる傾聴のスキル

産業カウンセラー 柏木勇一

◆上司は話を聴かないで勝手に自分の意見ばかり…という訴え

営業職として入社3年目。20代半ばの男性Aさんから、上司といい関係が作れない、という相談を受けました。職場のストレス要因として、人間関係はいつの調査でも常にワースト3の中に入っています。

Aさんの相談は、上司に当たるチームリーダーへの不満でした。「顧客対応で困っている時に相談しても、話は聞かないでいきなりダメ出し。そして批判の言葉と無視の態度です。もう教えてもらおうとは思いません。異動したいです。辞めることもちらつきます」という内容でした。Aさんにも問題があったかもしれませんが、これから会社の戦力になってほしい若い社員を育成するのがリーダー、管理職の役割です。若手に、もう相談したくない、と思わせてしまえば、その部署全体のモチベーションが下がり、ひいては会社の業績悪化につながるでしょう。このリーダーに指摘できることは、話を聴く姿勢に問題があったことです。

◆部下を従属的にとらえていたリーダー

Aさんが語るリーダーの態度を振り返ってみました。自分にも当てはまるな、と気づいた人は要注意です。まず「これじゃだめだ」「君の考えはおかしい」「言っていることは分かるが、とにかくこうするんだ」という言葉の連発です。ほとんど部下の意見は聴いていません。そして「君の能力はこの程度か。限界だな」とも言われました。部下の士気を減退させる言葉です。あげくの果てには「もう自分がやるからいい。君はついてこなくてもいい」とまで言われました。部下の自尊心を傷つけます。ハラスメントになる可能性もあります。

自分勝手とも言えるリーダーの態度です。部下を従属的にとらえている、と思いませんか。文句を言わないで従う部下をかわいがるという

上司もいるようですが、これは単に自分の所有欲を満足させるだけです。部下の存在を認めてはいません。



◆話を聴く、それは相手の存在を認めること

部下の存在を認め、やる気を起こさせる上司の姿勢、それが傾聴です。聞くではありません。文字通り、耳を傾けることです。傾聴の5つのポイントを示します。

- ①相手に聴く側の考えを押し付けない=部下がより多く話すことで、自分の考えを整理することにつながり、自分で問題解決していきます。
- ②相手の気持ちを汲み取る=仕事で直面している辛い思いを話す部下には、その辛さを自分も体験している気持ちで聴くこと。
- ③相手の話に批判や反論はしない=否定しないで聴いてください。ありのまま受け入れることが大事です。
- ④相手を大切な存在だと考える=まだまだ力不足だなどと思っても、聴き手、つまり上司にとっては大事な人と受けとめること。
- ⑤相手が主役であり、興味を持って聴く=職場の上司にはちょっと難しいかもしれませんが、話に興味を持たないと聴くことはできません。ふだんの信頼関係が大事です。

いかがですか。5つ全部を一度に使う必要はありません。このような聴き方で接すれば、部下は自分で考え、自分で課題を解決していくでしょう。

[筆者紹介]
柏木勇一（かしわざい・ゆういち）1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

《働き方改革関連法対応》 企業の労働時間管理と安全配慮義務

受講
無料

■今年4月に働き方改革関連法が施行され、労働時間法制の大改革が図られました。これにより、「罰則付き時間外労働の上限規制」や「36協定届の変更」、「労働時間の状況の把握の義務化」など、労働時間について、これまで以上に厳格な管理が求められることになりました。

■そこで、本セミナーでは、法改正の内容を正確に理解し、労働者の労働時間管理や健康管理を適正に行えるよう、注意しておきたいポイントや実務上の留意点について、わかりやすく解説します。
※中小企業における時間外労働の上限規制の適用は、2020年4月からとなります。

1日目

2019年9月5日（木）

（14:00～16:00）

労働基準法改正への対応

- ◎時間外労働の上限規制
- ◎新36協定の締結と運用時の留意点
- ◎年次有給休暇の確実な取得（時季指定義務）

2日目

2019年9月12日（木）

（14:00～16:00）

労働安全衛生法改正への対応

- ◎労働時間概念の整理
- ◎労働時間の状況の把握方法と注意点
- ◎安全配慮義務と労災
- ◎長時間労働防止への対策

- ◇講師：弁護士 町田悠生子 氏
- ◇会場：八王子労政会館2階第1会議室（八王子市明神町3-5-1）
- ◇対象者：使用者、人事労務担当者、テーマに関心のある方
- ◇定員：100名（要事前申込・先着順）
- ◇申込先：東京都労働相談情報センター八王子事務所
HP：TOKYOはたらくネット
<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/seminarform/index/menu/>
電話042-643-0278 FAX 042-645-7185



※ご注意：天災等による交通機関の運行の影響により、セミナー開催を中止又は延期することがあります。

研修事業レポート 「働き方改革」のすすめ方

▼法人会恩方地区では、「働き方改革のすすめ方」と題し、労務セミナーを開催致しました。

主な内容として残業時間規制や有給休暇取得義務への対応などについて経営者からの視点に基づく具体的な解説をいただきました。

また、労働者の個々の能力差や最低賃金の引き上げなど、中小企業の経営環境に関する問題点と、経営者としてとるべき対策などについて説明していただきました。

▼八王子法人会では、税務セミナー、労務セミナー、事業承継個別相談会など数多く開催しています。是非ご参加下さい。※詳しくは毎月の会報に同封させていただきご案内チラシをご覧ください。(2019.7.9)



法人会よりインターネットセミナーのご案内

八王子法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます
<https://www.hojinkai.or.jp>

八王子法人会 検索で検索いただけます

インターネット・セミナー

いつでも美味しく食べる 歯の健康セミナー

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインID: h0183 パスワード: 4875 ログイン

ID・パスワードは **会員ID:hj0183 パスワード:4875**

会員の方は500タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

NEW 「令和」の新時代明治以降の
改元と日本経済の変遷 前編

お勧め 社長必見!! 会社の資金繰り

お勧め 物と時間の整理整頓講座

経済評論家 大阪経済大学客員教授代表取締役
関田 晃

株式会社クイック・ワーカー 代表取締役税理士
富山 さつき

ビジネス整理収納アドバイザー
江崎 みはる

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	NEW 心を届けるビジネスメールの基礎知識	高嶋 幸太	47分	一般経営	NEW 950人の村「新庄村」になぜ怒られるのか	佐川 旭	44分
	働き方改革時代に求められる組織活性化のあり方	和田 勉	63分		地方におけるインバウンドの将来像・講演編	太見 洋介	32分
	相手を不快にさせない言葉遣いの実践講座	池田 泰美	51分		やさしく学ぶ「事業承継」はじめての一步	宮井 英行	45分
	★モチベーションを無理に上げずに楽しく仕事ができる方法	中野 美加	15分		経営者・後継者必見! 会社を「繋げる」セミナー～第6回:事業承継の支援策～	井手 美由樹	8分
	良い人材が辞めない会社のつくり方	宮井 英行	40分		特別事業承継税制を活用し、自社株を無税で次世代経営者に譲る	佐伯 優	60分
労務	社長の「想い」が次世代につながるカンタンすぎる人事評価制度	山本 昌幸	49分	認知症で困らない! 「家族信託」活用ガイド	柴崎 智哉	54分	
	改正労働基準法で今すぐ始めるべき実務対応のポイント	赤澤 将	43分	横山式シンプル・キャッシュフロー計算書でキャッシュの増減理由をつかむ	横山 悟一	64分	
政治・経済	日本のこころと、歴史認識	倉山 満	85分	NEW 元地域土着スーパー社長が語る地域の未来	小林 久	40分	
	正念場の世界経済と日本の構造問題	中原 圭介	90分	NEW AIに負けないこれからの人づくり	藤木 雄司	53分	

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。(★印は一般の方もご覧いただけます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です)

所得拡大促進税制はどのように改正されたの?

～ 経理課社員リサ と 顧問税理士サキ先生 の税務問答 ～

税理士 野川 悟志

リサ 所得拡大促進税制が改正されたと聞きました。わが社の令和元年8月決算においてはどのような点に注意が必要ですか。賃上げしましたので、適用できるといいのですが。

サキ先生 リサさんの会社は前期の決算でもこの所得拡大促進税制の適用を受けていましたね。

リサさんの会社は資本金が1,000万円の中小企業者になりますので、中小企業者が適用する際の主な改正点を3つ紹介します。

1つ目は、適用要件として、基準年度(平成24年度)と適用年度の給与総額を比較して、一定割合増加していることとされていましたが、この要件は廃止されました。具体的にリサさんの会社では、前期の平成30年8月決算での適用の際には、基準年度である平成25年8月決算の給与総額と比較していましたが、この比較が不要となりました。

2つ目も適用要件ですが、平均給与等支給額が前年度を超えていることとされていたものが、継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加していることに改められました。

3つ目は、税額控除割合が原則として基準年度からの給与総額の増加額の10%とされていたものが、前年度からの給与総額の増加額の15%とされました。更に、教育訓練費が増加しているなど一定の場合には10%上乘せられて25%となります。

ただし、これら改正後の所得拡大促進税制は、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度において適用されます。なお、控除限度額は、調整前法人税額の20%となっていますので、改正はありません。

リサ 継続雇用者の考え方は従来のままですか。

サキ先生 継続雇用者の定義も見直され、継続雇用者の把握が簡素化されました。

具体的には前年度と適用年度の全ての月分で給与等の支給を受けた国内雇用者で、かつ、雇用保険の一般被保険者であって、いわゆる継続雇用制度に基づき雇用される方に該当しない方が対象です。

リサさんの会社では、平成29年9月から平成30年8月まで、更に平成30年9月から令和元年8月までの間、全ての月分で給与の支給を受けた雇用保険の一般被保険者である国内雇用者が対象になります。

リサ シンプルになったようですね。前期の決算では継続雇用者の把握が面倒でした。

サキ先生 そうですね、改正前は前年度の途中で入社した方や、適用年度の途中で退職した方など、前年度と適用年度でそれぞれ給与等の支給がある国内雇用者も対象としていましたので、把握が少し面倒でした。

リサ 継続雇用者の把握が簡素化されたようですので、多くの企業で適用できるといいですね。

■筆者紹介

野川悟志 (のがわ・さとし)

1965年生まれ。
 国税庁課税総括課、
 国税局法人課税課などを経て、
 東京都品川区で税理士登録。
 近著「令和元年版 税制改正
 正経過一覧ハンドブック」(共著、大蔵財務協会)、「税
 務調査に活かす 図解トレーニング」(大蔵財務協会)
 など。
 HPはしながわ税経事務所で見つかる。

■法人会では公益事業の一環として、市民を対象とした「八王子学園都市大学」の「いちよう塾」公開講座に、八王子税務署、東京税理士会八王子支部との三者合同で、税に関する講座を提供しています。

■今回は税理士・鳶田良樹氏を講師に迎え、「正しく知ろう!相続税」をテーマに開催したところ、予定を大きく超える90名の参加がありました。

■八王子法人会では、今後下記の講座の開催を予定しています。(2019.7.5)



【今後の講座予定】

- ① 9月5日(木) 10:20~11:50
「知らないと損をする、これから始める省エネ対策」
～事業税免税を含む東京都の支援策など～
- ② 11月8日(金) 10:20~11:50
「正しく知ろう!相続税」
～万一の時、あわてないための基礎知識～

講座はいずれも申込不要です。

会場：八王子東急スクエアビル11階八王子学園都市センター内

事業者の皆様! 準備はお済みですか? 本年(2019年)10月1日から消費税の**軽減税率制度**が実施されます。

仕入税額控除の方式が変わります!

標準税率 **10%** と、**軽減税率 8%** について

- 飲食料品(酒類・外食を除く)・新聞(定期購読契約された週2回以上発行されるもの)に係る軽減税率 **8%** について

帳簿・請求書・レシート等の記載を複数税率に対応させる必要があります。

レジや受発注・請求書管理システムの導入・改修が必要となる場合があります。

軽減税率対策補助金が拡充されました! 中小企業・小規模事業者等の方向けに複数税率対応レジの導入等を支援します。ぜひご利用ください。

財務省 www.mof.go.jp

■八王子税務署異動速報・抜粋

2019.7

*氏名称略、()内は前任地

署長	山 口 芳 朗	(札幌国税不服審判所 部長審判官)
法人担当副署長	田 口 実	留任
法人課税第1部門統括官	山 元 雄 二	(江戸川北税務署 法人課税第1部門統括官)
法人課税第2部門統括官	甲 斐 千 恵 子	(相模原税務署 法人課税第2部門統括官)
法人課税第1部門審理上席	瀧 上 正 義	(国税局 調査第1部調査開発課)
法人課税第2部門審理上席	清 水 孝	(新宿税務署 法人課税第3部門上席)
法人課税第1部門審理官	板 倉 慎 弥	(鯉沢税務署 法人担当調査官)

今月の笑顔



▼今月の笑顔は、犬目町の、お弁当・仕出し・オードブルを扱う『キッチンヒロ』、今年より始められた介護施設者向け配食サービスを行う『クックヒロ』、を運営されている『株式会社裕登商事』さんへお伺いしました。

▼今回は、会報465号にして、初めて外国ご出身の方に登場して頂きました。

▼笑顔でお二人グエン・ティ・キム・チャンさん(以下チャンさん)、チャン・ティ・フェンさん(以下フェンさん)にインタビューに応じて頂きました。

▼代表取締役古川さん(以下古川社長)自ら、ベトナムまでスカウトしに行かれ、多くの方から古川社長の目でお二人は選ばれました。「住まいや食事、自転車など生活することに不自由がないよう二人をサポートし、環境を整えています」「ベトナムで4か月日本語を勉強し、昨年12月より当社で働いてもらっています。勤務は朝3時からという深夜からの勤務ですが、二人とも無遅刻無欠席でまじめです」

「仕事内容は主にお弁当の調理の補助と、盛り付けを担当してもらっています。毎日メニューも違い、衛生面でも厳しいですが、問題なく進めています」(古川社長)

株式会社裕登商事

(犬目町・西部地区)

www.k-hiro.biz/ (キッチンヒロ)

https://hachioji-kaigosyoku.com/ (クックヒロ)



グエン・ティ・キム・チャンさん 代表取締役 古河美弘さん チャン・ティ・フェンさん

▼好きな食事は、との問いに「寿司が好きです」「苦手なのはカレーと、漬け物」(チャンさん)「焼きそばが好きです」(フェンさん)

▼将来は、「ベトナムにある日本の会社で働きたいです」(チャンさん)「ベトナムの小学校で英語を教えていたのですが、帰ったら、日本語と英語を教えたいです」(フェンさん)

▼古川社長は、「当社は手作りで米はコシヒカリを使用し、こだわっています」「今年始めた介護施設も順調です」「是非こちらをお読みの皆様も、『キッチンヒロ』『クックヒロ』を何卒よろしくお願ひ致します」とおっしゃっていました。

発行者 公益社団法人 八王子法人会 会長 多田 充 伸 発行日 令和元年8月5日
 編集者 公益社団法人 八王子法人会 広報委員長 清宮 仁 印刷 スズキ美術印刷(株)
 発行所 公益社団法人 八王子法人会 東京都八王子市大横町14-25 東京都八王子市南町9-8
 第44巻 第5号通 巻465号 電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566 電話(042)626-2600(代)